

八代市農業者生産技術向上研修等支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生産技術向上等のために先進地研修等に参加する者に対して、予算の範囲内で、八代市農業者生産技術向上研修等支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、八代市農業関係事業費補助金交付要綱(平成17年八代市告示第37号。以下「補助金交付要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

(1)本市の農業の発展に寄与することを目的に、農業者団体を代表する者又は本市農業者を代表する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものが、先進技術等を学ぶための研修等(以下「研修等」という。)に参加する事業

ア 市内に住所を有する者であること。

イ 市税等の滞納がない者であること。

(2)その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市から他の補助等を受けている場合は、補助対象事業としない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、農業者団体又は農業者団体若しくは本市農業者を代表して研修等に参加する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、交通費、宿泊費等の補助対象事業に要する経費(食糧費及び消耗品費を除く。)とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき、1会計年度当たり1回とする。

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、補助金交付要綱第6条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに交付請求書により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付等）

第8条 市長は、前条の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（証拠書類の保管）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の実施に係る証拠書類等を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、農林水産部長専決の日から施行する。